

宮崎県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

平成12年 4月24日

本部訓令第12号

この訓令は、宮崎県警察鉄道警察隊の運営に関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容は

- 勤務種別及び運用
- 指揮監督及び指導教養
- 通常基本勤務

等である。